

四 半 期 報 告 書

(第68期第1四半期)

池上通信機株式會社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 池上通信機株式会社

【英訳名】 IKEGAMI TSUSHINKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松原正樹

【本店の所在の場所】 東京都大田区池上五丁目6番16号

【電話番号】 東京(03)5700—1111

【事務連絡者氏名】 業務管理統括部 統括部長 千葉悦雄

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区池上五丁目6番16号

【電話番号】 東京(03)5700—1111

【事務連絡者氏名】 業務管理統括部 統括部長 千葉悦雄

【縦覧に供する場所】 池上通信機株式会社大阪支店
(大阪府吹田市広芝町9番6号 第1江坂池上ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	会計期間	第68期	第67期
		第1四半期連結 累計(会計)期間	
		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	6,647	41,731
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	△395	986
四半期純損失(△) 又は当期純利益	(百万円)	△400	929
純資産額	(百万円)	12,374	12,577
総資産額	(百万円)	35,258	37,491
1株当たり純資産額	(円)	170.33	173.12
1株当たり四半期純損失 (△)又は当期純利益	(円)	△5.52	14.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	35.1	33.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△672	1,898
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△419	△633
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△225	1,626
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	6,865	8,132
従業員数	(名)	1,124	1,103

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、
潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,124
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,043
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
情報通信機器事業	8,604

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
情報通信機器事業	10,514	18,624

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
情報通信機器事業	6,647

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
日本中央競馬会	792	11.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライム問題による米国経済の減速に対する懸念や原油等の原材料費高騰により企業業績が伸び悩むとともに物価上昇により個人消費が冷え込み、景気動向に対する不透明感が強まりました。世界経済においても、米国経済は住宅市場における調整局面が続いていることに加え、金融環境の大幅な悪化、原油価格の高騰等が影響し一段と減速感が強まりました。

このような状況下において、当社グループの第1四半期の連結売上高は、国内において放送用カメラシステムの売上が好調に推移したことに加え、中継車システムの納入増加、映像伝送システムの納入等により、66億47百万円となりました。

以上の結果、営業損失は5億59百万円、経常損失は3億95百万円、四半期純損失は4億円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

日本での売上高は61億97百万円となり、営業利益は32百万円となりました。

北米

北米での売上高は7億38百万円となり、営業損失は55百万円となりました。

ヨーロッパ

ヨーロッパでの売上高は3億47百万円となり、営業損失は78百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における財政状態は、前連結会計年度末との比較において以下のとおりとなりました。

総資産は22億33百万円減少し、352億58百万円となりました。流動資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金の減少、たな卸資産の増加等により、前連結会計年度末に比べ25億47百万円減の270億36百万円となりました。固定資産は、投資有価証券の増加等により、前連結会計年度末に比べ3億13百万円増の82億21百万円となりました。

負債総額は20億30百万円減少し、228億83百万円となりました。流動負債は、支払手形及び買掛金の減少等により、前連結会計年度末に比べ22億42百万円減の97億78百万円となりました。固定負債は、退職給付引当金の増加等により、前連結会計年度末に比べ2億11百万円増の131億4百万円となりました。

純資産は2億3百万円減少し、123億74百万円となりました。これは主として四半期純損失計上によるものです。

この結果、自己資本比率は、35.1%（前連結会計年度末33.5%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前四半期純損失3億95百万円を計上し、売上債権の減少額29億19百万円、たな卸資産の増加額15億41百万円、仕入債務の減少額18億18百万円等により、6億72百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出1億88百万円、投資有価証券の取得による支出2億16百万円等により、4億19百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金の返済による支出2億25百万円等により、2億25百万円の支出となりました。

以上の結果により、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、前連結会計年度末に比べ12億67百万円減少し、68億65百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、創業以来60余年に亘り、映像技術を核とした事業基盤の確立に努め、幅広い分野においてメーカーの使命である最先端技術やノウハウを集積した製品・システムを提供し続けて参りました。特に、製品やシステムの提供に際しては、開発・生産・受注・納入という一連の「もの作り」や「販売」のプロセスだけでは表現し得ない多くのノウハウ・専門知識・情報、そして顧客や取引先等のステークホルダーとの間に築かれた信頼感で形成された緊密な関係等を有しており、その面を深化し続けていくことこそが、結果として当社の企業価値を高めていくことになると確信しています。

また、逆に、進歩の早い技術変革をリードし続けるために、将来の技術のトレンドを常に意識し、経営資源の集中的再配分により、当社が得意とする技術要素を追求することは当然のことながら、必要に応じて関係各社と業務提携を行うなど、顧客のニーズを具現化するための施策に積極的に取り組んでいくことが、中長期的に見て、株主共同の利益創出の源泉になると考えています。

当社取締役会は、上記の顧客や取引先等のステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない当社株式の大量取得行為を行う者や、短期的な投資リターンを追い求めて上記顧客ニーズを具現化するための施策に積極的でない者は、当社の財務および事業の方針の決定をする者として適当でないと考えています。そこで、当社は、上記基本方針に基づき、企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みとして「大規模買付ルール」を導入しております。

なお、当社取締役会は、上記取組みにつきまして、導入時に株主総会の決議をとるなどの株主意思を確認するための手続が保障されており、また、客観的合理性ある発動要件が定められ、かつ発動時に独立した特別委員会に諮問するなどの客観的手続が定められていることから、上記基本方針に沿うものであって株主共同の利益を損なうものでなく、且つ、会社役員の地位の維持を目的としたものでないと判断しています。

大規模買付ルール（買収防衛策）について

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご信任を得て、濫用的な買収者から当社企業価値の維持および株主共同の利益の維持・向上を目的とした大規模買付ルール（買収防衛策）を以下のとおり導入いたしました。

1. 大規模買付ルールの導入とその目的—当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないと判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行ない、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えております。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもありと考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者（以下①および②の買付行為の一方または双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。）または(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付行為ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者（特定株主グループを構成する場合は当該買付者を含みます。）の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法、提案する大規模買付行為の概要を示して頂きます。

(3) 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主様の判断および取締役会の意思形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです（但し、下記項目に限られるものではありません。）。

①大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的および内容

③当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

④大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策および人事政策等当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

⑤大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利益を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

大規模買付者から大規模買付情報を提供して頂くため、当社代表取締役は、(2)の意向表明書の受領後10営業日(※)以内に、大規模買付者から当初提出して頂くべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、大規模買付情報として不足していると認められる場合には、当社取締役会は十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律1条1項各号に掲げる日(行政機関の休日)以外の日を言います。

(4) 取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間(但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。)(以下、「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(5) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針および事業計画等(大規模買付者による大規模買付後の経営方針および事業計画等に対する代替案を含みます。))に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合等)には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)。なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後(株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後)にのみ開始することができるものとします。

(7) 大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、上記(4)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買取には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案等に応じるか否かは、当社株主様において、当該買付提案および当社が提案す

る意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。なお、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、下記に示すような当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

①真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断された場合

②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループに委譲させるなどの目的があると判断された場合

③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断された場合

④当社の経営を一時的に支配して、不動産、有価証券等の資産を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断された場合

⑤反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大規模買付行為

⑥強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合

⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断された場合、または、当該経営方針および事業計画が当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断された場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので株主意思を確認するのが適当である旨を判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います（なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います）。

当社取締役会は、この勧告を株主の皆様を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2.(4)に定める分析検討期間に含まれます。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家等に与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社株主様が当該大規模買付行為に応じるか否か等を判断するために必要不可欠な情報を提供することにあります。これにより、当社株主様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か、賛同するか否かについて適切な判断をすることが可能となり、結果、当社株主の皆様全体の利益の保護につながると考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主様が適切な判断を行う前提として適切なものであると確信しております。また、大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家等に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。但し、当該対抗措置の仕組上、当社株主様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令ならびに証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行って参ります。

6. 本対応方針の発効日および有効期限

大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとし、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は4億66百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	72,857,468	72,857,468	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	72,857,468	72,857,468	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	72,857,468	—	10,022	—	1,347

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 204,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,003,000	72,003	—
単元未満株式	普通株式 650,468	—	—
発行済株式総数	72,857,468	—	—
総株主の議決権	—	72,003	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権24個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式279株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 池上通信機株式会社	東京都大田区池上 5-6-16	204,000	—	204,000	0.27
計	—	204,000	—	204,000	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	163	193	176
最低(円)	142	154	155

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人保森会計事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,865	8,132
受取手形及び売掛金	8,630	11,509
製品	3,584	2,917
原材料	1,211	1,231
仕掛品	6,503	5,438
その他	316	421
貸倒引当金	△73	△67
流動資産合計	27,036	29,583
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 1,287	※1 1,269
土地	3,156	3,143
その他（純額）	※1 1,574	※1 1,691
有形固定資産合計	6,018	6,104
無形固定資産		
	123	83
投資その他の資産		
投資有価証券	1,849	1,484
長期貸付金	14	19
その他	241	244
貸倒引当金	△27	△27
投資その他の資産合計	2,079	1,720
固定資産合計	8,221	7,907
資産合計	35,258	37,491
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,593	7,305
短期借入金	1,612	1,812
未払法人税等	21	71
賞与引当金	850	567
製品保証引当金	17	16
その他	1,683	2,247
流動負債合計	9,778	12,020
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	216	241
繰延税金負債	311	249
退職給付引当金	12,141	11,970
役員退職慰労引当金	235	230
固定負債合計	13,104	12,893
負債合計	22,883	24,913

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,022	10,022
資本剰余金	1,347	1,347
利益剰余金	1,335	1,736
自己株式	△36	△36
株主資本合計	12,669	13,070
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	450	363
為替換算調整勘定	△745	△856
評価・換算差額等合計	△295	△493
純資産合計	12,374	12,577
負債純資産合計	35,258	37,491

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	6,647
売上原価	5,173
売上総利益	1,474
販売費及び一般管理費	※ 2,033
営業損失(△)	△559
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	25
為替差益	120
その他	26
営業外収益合計	180
営業外費用	
支払利息	14
その他	3
営業外費用合計	17
経常損失(△)	△395
特別利益	
固定資産売却益	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純損失(△)	△395
法人税、住民税及び事業税	5
四半期純損失(△)	△400

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△395
減価償却費	197
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	283
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	170
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4
受取利息及び受取配当金	△34
支払利息	14
為替差損益 (△は益)	△106
有形固定資産除却損	0
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0
売上債権の増減額 (△は増加)	2,919
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,541
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,818
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△145
その他	△207
小計	△657
利息及び配当金の受取額	34
利息の支払額	△14
法人税等の支払額	△34
営業活動によるキャッシュ・フロー	△672
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△188
無形固定資産の取得による支出	△46
投資有価証券の取得による支出	△216
貸付金の回収による収入	4
その他	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	△419
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△225
自己株式の取得による支出	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△225
現金及び現金同等物に係る換算差額	49
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,267
現金及び現金同等物の期首残高	8,132
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 6,865

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、これによる損益の影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないものと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	当社は、法人税法の改正を契機として、資産の利用状況などを見直した結果、当第1四半期連結会計期間から一部の機械装置について、耐用年数の短縮を行っております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 14,915百万円 2 輸出手形割引残高 35百万円 3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入れに対し、債務保証を行っております。 (株)テクノイケガミ 100百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 14,661百万円 2 受取手形割引残高 805百万円 輸出手形割引残高 107 3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入れに対し、債務保証を行っております。 (株)テクノイケガミ 100百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 運賃荷造費 72百万円 広告宣伝費 121百万円 給料等人件費 602百万円 減価償却費 83百万円 賞与引当金繰入額 84百万円 退職給付費用 132百万円 研究開発費 293百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 6,865百万円 現金及び現金同等物 6,865百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	72,857,468

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	207,638

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社グループの事業区分は、情報通信機器の単一セグメントとしております。
このため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,572	731	343	6,647	—	6,647
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	625	6	4	635	(635)	—
計	6,197	738	347	7,283	(635)	6,647
営業利益又は営業損失(△)	32	△55	△78	△101	(457)	△559

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ……米国、カナダ

ヨーロッパ……イギリス、ドイツ

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	731	343	455	1,530
II 連結売上高(百万円)				6,647
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	11.0	5.2	6.9	23.0

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北米 ……米国、カナダ

ヨーロッパ ……イギリス、ドイツ

その他の地域……韓国、中国

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
170円33銭	173円12銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	12,374	12,577
普通株式に係る純資産額(百万円)	12,374	12,577
普通株式の発行済株式数(千株)	72,857	72,857
普通株式の自己株式数(千株)	207	204
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	72,649	72,653

2 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 5円52銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載していません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失金額(百万円)	400
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	400
普通株式の期中平均株式数(千株)	72,652

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 村上 貴美夫 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている池上通信機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【会社名】 池上通信機株式会社

【英訳名】 IKEGAMI TSUSHINKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松 原 正 樹

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都大田区池上五丁目6番16号

【縦覧に供する場所】 池上通信機株式会社大阪支店
(大阪府吹田市広芝町9番6号 第1江坂池上ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 松原正樹は、当社の第68期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。